

高知県四万十市 地域おこし協力隊 募集要項
(令和8年度 中心市街地活性化担当)



【高知県四万十市 観光商工課】

1 募集人員

1名

2 主な活動地域

四万十市中心市街地及び周辺

※中村地域の中心市街地を主な活動範囲としますが、地域をまたぐ活動や他地域の活動支援もあります。

3 活動内容

四万十市の中心市街地で、まちの賑わいを生み出す「仕掛け人」として活動していただくミッションです。市内で開催されるイベントの企画・運営に関わるほか、空き店舗の調査や活用方法の検討、地域団体や商店街とのネットワークづくりなど、幅広く携わっていただきます。

こうした活動を通じて、地域の方々との関係性を築きながら、最終的には3年間で得た経験やつながりを活かし、ご自身が地域で新たな生業を立ち上げ、「賑わいの中心」となって活躍していただくことを期待しています。

◎具体的な仕事内容

(1) にぎわい創出・イベント企画

- ・地域で開催されるイベントの企画・運営への参画
- ・中心市街地での新たな賑わいづくりにつながる企画立案
- ・観光客等を中心商店街に誘導する仕組みの検討

(2) 空き店舗対策

- ・空き店舗情報の整理・活用促進策の検討
- ・出店希望者が情報を探しやすい仕組みづくり

(3) 情報発信・魅力の可視化

- ・中心市街地に関する情報収集や取材活動
- ・ホームページやSNSなどでの情報発信・広報

(4) 地域連携・ネットワークづくり

- ・商店街組織、商工会議所、観光協会などとの関係構築
- ・まちの活性化に関わる関係者との意見交換・協働の推進
- ・事業承継に関する相談対応（商工会議所等との連携）

4 募集対象

下記(1)～(9)の全ての要件を満たす方

- (1) 中心市街地のにぎわい創出等にかかる活動に意欲があり、都市地域等(※)から四万十市内へ住民票を異動させて生活できる方
- (2) 任期終了後も本市に引続き定住する意志があり、開業・事業承継のいずれかを検討している方
- (3) 地域の特性や風習を尊重し、地域住民と積極的にコミュニケーションを図り、協働で活動できる方
- (4) 心身ともに健康で誠実に職務を行うことができる方
- (5) 普通自動車免許(AT限定可)を取得している方
- (6) 活動に際して市の条例や規則等を遵守し、職務命令等に従うことができる方
- (7) 土日及び祝日の行事参加や夜間の会など、不規則な勤務に対応できる方
- (8) パソコンを使用できる方(Word・Excel・PowerPoint、インターネット、メール及びSNS等)
- (9) 地方公務員法第16条に規定する一般職員の欠格事項に該当しない方

※「都市地域等」とは、条件不利地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の他2法に指定された地域)を有しない市町村及び政令指定都市内のうち上記条件不利地域外の地域をいう。

※(1)の「都市地域等」とは、条件不利地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の他2法に指定された地域)を有しない市町村及び政令指定都市内のうち上記条件不利地域外の地域をいいます。

※(9)の地方公務員法第16条の規定とは、例えば、ご自身が「成年被後見人又は非保佐人」に該当する場合は、募集対象から外れます(他にも欠落事項の規定有り)。

5 担当地域、住居、任用予定日等

担当地域	任用予定日	事務所
中心市街地及び周辺 ※1	令和8年8月3日 ※2	四万十市観光商工課内

※1 中村地域の中心市街地を主な活動範囲としますが、地域をまたぐ活動や他地域の活動支援もあります。

※2 募集期間を延長した場合は、併せて任用予定日を延期します。仕事の引継ぎ等の理由により任用予定日から地域おこし協力隊としての活動が困難な場合は、任命日について相談に応じます。

6 勤務日数及び勤務時間

- (1) 勤務日数：原則週4日勤務(水・土・日曜日休日)
- (2) 勤務時間：原則8時30分から16時45分(1日7時間15分、週29時間)
※夜間、土日等の勤務は、月勤務時間内で調整します。
※所定の月の労働日数又は労働時間を下回った場合は、その分減額となります。
※年次休暇があります。

7 雇用形態及び期間

- (1) 四万十市の会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第1号）として四万十市長が任命します。
- (2) 初年度の任用期間は、任命日から令和9年3月31日までです。次年度からは年度毎に任命できるものとし、最長で3ヵ年までです。
- (3) 協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、任用期間中であってもその職を解くことがあります。

8 報酬 ※令和8年4月1日現在

月額 191,063円～192,260円

賞与有（条件を満たした場合、期末手当と勤勉手当を支給します）

通勤手当有り（条件を満たした場合）

※退職手当等は支給しません。

9 待遇及び福利厚生

- (1) パソコン及び公用車（軽自動車）を1台用意します。
※私用に使うことはできません。
- (2) 住宅借上げに対する補助金（月額50,000円上限）を支給します。なお、賃貸住宅については各自で探してもらうこととなります。水道光熱費等は個人負担となります。
- (3) 健康保険・厚生年金・雇用保険等の社会保険に加入します。
- (4) 年次休暇等は市の条例規則を適用します。

10 定住支援

- (1) 休暇日等で業務に支障がなければ、兼業を認めます。週3日の休日を有効に活用し、協力隊として任期を満了した後の定住に向けて、起業の準備に取り組んでください。
- (2) 協力隊が任期後に四万十市内に定住するため、市内で起業に要する経費に対して補助金制度（上限100万円）があります。

11 応募手続

- (1) 応募受付期間

令和8年4月17日（金）から令和8年5月29日（金） 必着

※郵送又はメールで受け付けます。尚、提出された書類は返却しません。

※募集期間内の受付で採用に至らなかった場合は、募集期間を延長することとし、6月以降は毎月最終金曜日を募集締切とします。なお、採用者が決定次第締め切りますのでご了承ください。

- (2) 提出書類

- ・履歴書（市販のもので可。写真添付）

※簡単な応募動機を記入すること。（別紙可、氏名記入）

- ・作文（A4で書式自由、印字可）※作文にも住所と氏名を記入してください。

題材：中心市街地活性化のために3年間の任期でやってみたいこと及び定住に向けた活動等

(文字数：1,000文字程度)

(3) 申込・お問合せ先

〒787-8501 高知県四万十市中村大橋通4-10

四万十市観光商工課 商工・雇用対策係 (担当：伊勢脇)

電話 0880-34-1126 (直通) メールアドレス：syoukou@city.shimanto.lg.jp

12 選考

(1) 第1次選考

書類選考のうえ結果を、応募を受け付けた応募者全員に文書で通知します。

(2) 第2次選考

第1次選考合格者を対象に第2次選考試験(面接)を行います。日時及び会場等の詳細については、1次選考結果の通知の際にお知らせします。なお、第2次選考のための必要な交通費及び宿泊費等は個人負担となります。

(3) 最終選考結果の通知

最終選考の結果については、文書で全員に通知します。

※住民票の異動は必ず任命日以降に行ってください。それ以前に住所を異動させると応募対象者でなくなり、採用を取り消すことがあります。

(4) 現地説明

試験前に現地説明などを受けたい場合には、個別に現地案内や関係者の話を聞くことも対応可能です。なお、現地説明の際に必要な交通費及び宿泊費等は個人負担となります。

【参考】申込から採用までの流れ

	5月			6月			7月			8月		
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
申込期間	←→											
選考			申込期日： 5月29日(金)	←→ 第1次選考 (書類)		←→ 第2次選考 (面接)※第1次選考合格の場合						
通知				←→ 第1次結果・ 面接案内			←→ 第2次結果 通知					
任命										→ 任命		

※上記はあくまで目安ですので、日程が前後する場合があります。あらかじめご了承ください。

13 その他

勤務条件等(上記6・7・8・9)は令和8年4月1日のものであり、条例等の改正が行われた場合は、その定めるところによります。